

事業主の皆様のご協力をお願いします

障害のある方を訓練生として受け入れてみませんか？

富山県技術専門学院では、障害のある方の実習型職業訓練である**実践能力習得コース**に協力していただける事業所を求めています。

- ◎ 実際の職場に障害のある方を受け入れ、実践的な職業訓練を行い、訓練生の態様や能力を見極めていただくことができます。
- ◎ 訓練終了後は、事業主・訓練生双方の意向により雇用に結び付けていただくことができます。
- ◎ 受け入れていただいた事業所には、訓練生1人当たり月額90,000円（中小企業以外は60,000円）+消費税を上限として委託費をお支払いします。
- ◎ 訓練生に対する賃金の支払いは不要です。
- ◎ 訓練期間は、標準1～3ヶ月で設定できます。
- ◎ 富山県技術専門学院の障害者職業訓練コーディネーター及び支援員が障害者支援機関等と連携して、障害のある方とのマッチングから訓練カリキュラムの作成及び就職まで、きめ細かくサポートをいたします。詳しくは、お気軽にお問い合わせください。



富山県技術専門学院

障害者を対象とした職業訓練のご案内

ハロートレーニング —— 急がば学べ ——



富山県技術専門学院

知識・技能習得 コース

パソコンの知識・技能や接客接遇マナーを身に付け、就職を目指します。



実践能力習得 コース

実際の職場での実習を通して、作業能力や労働習慣を身に付け、就職を目指します。



特別支援学校 早期コース

実際の職場での短期の実習を通して、作業能力や労働習慣を身に付け、就職を目指します。



障害のある方の「働きたい!!」を支援します

富山県技術専門学院は、富山県が設置、運営する職業能力開発施設です。

○お問い合わせ

〒930-0916 富山市向新庄町1-14-48

電話076-451-8803



障害者を対象とした職業訓練

- 就職に必要な知識と技能、労働習慣を身に付ける訓練です。
- 原則として、対象障害種別の手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）をお持ちの求職者で、ハローワークに求職登録している方が対象です。
- 受講料は無料です。
ただし、テキスト代や資格検定料、職業訓練生総合保険料などは自己負担となります。
- 公共職業安定所長の受講指示を受けた方には、訓練終了まで基本手当及び通所手当等が支給されます。また、支援指示を受けて訓練を受講される方には、一定の要件を満たせば職業訓練受講手当及び通所手当が支給されます。（詳細については、公共職業安定所に確認してください。）

◆ 職業訓練 受講の流れ



◆ 訓練コース



知識・技能習得コース

○ ビジネスワーク科

※ パソコンの知識・技能や接客接遇マナーを身に付けて、就職を目指す訓練です。

※ 定員 10名程度の少人数で訓練を受けることができます。

◎ 訓練対象者：障害のある方で、就業意欲が高くハローワークの受講指示・支援指示もしくは受講推薦が受けられる方

◎ 訓練場所：富山市 高岡市

◎ 訓練期間：3ヶ月

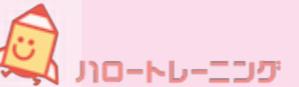
◎ 定 員：10名程度



Q & A

Q: 資格取得は可能ですか？

A: コンピュータサービス技能評価試験：ワープロ部門3級及び表計算部門3級の取得を目指します。（出席状況や能力習得状況によっては、取得できないこともあります。）



実践能力習得コース



○ 事業所を訓練委託先とし、実際の職場での実習を通して作業能力や労働習慣を身に付け、就職を目指す訓練です。

※ 障害の態様に応じた多様なコース設定と、訓練生と求人企業をマッチングする就職支援が特色です。

※ 訓練終了後は、事業主・訓練生双方の意向により、就職に結び付けることができます。

- ◎ 訓練対象者：障害のある方で、就業意欲が高くハローワークの受講指示・支援指示もしくは受講推薦が受けられる方
- ◎ 訓練場所：富山県内の事業所（例：環境保全科、事務補助科、製造作業科など）
- ◎ 訓練期間：標準1～3ヶ月
- ◎ 定 員：1～数名

Q & A

Q: 訓練期間を短縮することは可能ですか？

A: 訓練期間は1ヶ月単位で設定することができます。また、訓練期間の1ヶ月の標準は100時間ですが、障害の態様に応じて下限を60時間とすることもできます。（最初は短時間とし、慣れてきたら時間を増やしていくことも可能です。）



特別支援学校早期コース

○ 事業所を訓練委託先とし、実際の職場での実習を通して作業能力や労働習慣を身に付け、就職を目指す訓練です。

※ 障害の態様に応じた多様なコース設定と、訓練生と求人企業をマッチングする就職支援が特色です。

※ 訓練終了後は、事業主・訓練生双方の意向により、就職に結び付けることができます。

- ◎ 訓練対象者：特別支援学校高等部及び高等学校に在籍する障害のある生徒のうち、10月時点で就職先が内定しておらず、翌年3月卒業予定の就職希望の方
(学校教育法第1条に規定されている学校の生徒を主な対象としています。)
- ◎ 訓練場所：富山県内の事業所
- ◎ 訓練期間：2週間～1ヶ月程度
- ◎ 定 員：1～数名

(例：環境保全科、製造作業科、介護補助科など、就労体験と併せて実施することも可能です。)

